

第18章 疾病予防事業

第1 成人健康対策

1. 総合健診とオプション検診

(1) 総合健診

健診の種類	検査項目	健診機関	補助対象年齢等
巡回ドック	既往歴・業務歴・自他覚症状・身体測定・視力・聴力・血圧・尿・胸部X線・血液・心電図・眼底・便潜血・胃部X線	契約健診機関	当該年度30歳以上の本人・家族
人間ドック	既往歴・業務歴・自他覚症状・身体測定・視力・聴力・血圧・尿・胸部X線・血液・心電図・眼底・便潜血・胃部X線・腹部超音波	契約健診機関、道外健診機関	当該年度30歳以上の本人・家族
生活習慣健診	既往歴・業務歴・自他覚症状・身体測定・視力・聴力・血圧・尿・胸部X線・血液・心電図	契約健診機関、その他健診機関	当該年度25歳、30～34歳の本人

(2) オプション検診

検診の種類	検査項目	健診機関	補助対象年齢等
子宮がん検診	子宮頸部細胞診	契約健診機関、その他健診機関	当該年度20歳以上の本人・家族
乳がん検診	マンモ1方向	契約健診機関、その他健診機関	当該年度30～39歳・50歳以上の本人・家族
	マンモ2方向		当該年度40～49歳の本人・家族
	超音波（単独）	その他健診機関	当該年度30歳以上の本人・家族※マンモと併用不可
骨粗鬆症検診	骨塩定量	契約健診機関、その他健診機関	当該年度30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の本人・家族
前立腺検診	前立腺特異抗原（PSA）	契約健診機関、その他健診機関	当該年度50歳以上の本人・家族
肝炎ウイルス検査	B型：HBs抗原 C型：HCV抗体	契約健診機関、その他健診機関	当該年度30・40・50・60・70歳の本人・家族
脳ドック	MRI・MRA	契約健診機関（人間ドック時）、道外健診機関	当該年度40歳以上の本人（3年毎） ※人間ドック受診時のオプション検診
肺がん検診	ヘリカルスキャンCT検査・喀痰細胞診	契約健診機関（人間ドック時）、道外健診機関	当該年度40歳以上の本人・家族 ※人間ドック受診時のオプション検診
血圧脈波検査	ABI・PWV検査	契約健診機関（人間ドック時）、道外健診機関	当該年度40歳以上の本人・家族 ※人間ドック受診時のオプション検診

(3) 申し込み方法

ア. 人間ドック

契約健診機関の予約申込書により直接申し込みます。道外健診機関の場合は受診予約後に人間ドック利用申込書(様式 施 7)を当組合に提出します。

イ. 巡回ドック・生活習慣健診

契約健診機関の実施日程にあわせて受診対象者、希望者などを把握し実施主体に申し込みます。

ウ. オプション検診

各健診機関の実施要領に基づきますので、詳細は各健診機関にお問い合わせ願います。

(4) 請求方法

ア. 契約健診機関で受診の場合

各健診機関から直接当組合に請求されるため請求は不要です。

イ. その他健診機関及び道外健診機関で受診の場合

支給決定伺(様式 施 1)に健(検)診費用の領収書と健(検)診結果(詳細)を添付し当組合にご請求ください。

ウ. 請求期限

前年度実施分の健(検)診費用の補助金請求書の提出期限は、翌年6月末までとなります。期限を過ぎますと受理できませんのでご注意ください。

※健(検)診補助限度額及び契約健診機関については別途周知します。

(5) 注意事項

ア. 補助対象者は、各種健(検)診の年齢条件を満たし、資格取得から1年が経過している被保険者、前述の条件を満たしている被保険者に扶養されている被扶養者(ただし、特定健診は4月1日在籍者の被扶養者及び任意継続被保険者)

イ. 各種健(検)診の補助年齢の基準日は全て翌年3月31日。

ウ. 年度基準は、当年4月～翌年3月までとなります。

エ. 巡回ドック、人間ドック、生活習慣健診、特定健診の年度内(当年4月～翌年3月)重複補助は行いません。

オ. 巡回ドック、人間ドック、生活習慣健診において受診者の都合(妊娠等)により胸部X線を実施しなかった場合には、補助対象外となります。

カ. 各種健(検)診で自治体等により補助を受けている場合は補助対象外となります。

キ. 雇入時、定期健康診断に対する補助は行いません。

ク. 道内契約健診機関は各厚生病院、函館中央病院、みなみ病院、釧路孝仁会記念病院(脳ドックのみ)となります。

ケ. 人間ドックの補助は、前回受診より1年経過が原則ですが、業務や健診機関の都合によりやむを得ない場合、前回から10ヵ月経過後であれば補助対象となります。(ただし、年度内1回の補助)

コ. 脳ドック、肺がん検診、血圧脈波検査は人間ドック受診時のオプション検診となります。人間ドック受診機関での受検が原則となります。ただし、脳ドックを実施してい

ない健診機関で人間ドックを受診した場合、他の契約健診機関で受検可能の場合もあります。

2. 健康診断結果の報告

定期健康診断に対する補助はありませんが、被保険者の健康管理に活用するため、道内厚生病院、函館中央病院、(公財)北海道労働保健管理協会以外の健診機関で受診した場合は、健診結果票を当組合にご提出願います。

また、人間ドック・巡回ドック・生活習慣健診を補助外で受診した場合でも、健診結果票を当組合にご提出願います。

3. 各種健診受診後のフォローアップ

要再検・要精検・要医療の判定を受けた方がいた場合は、健診機関の指示などに従い速やかに必要な検査・診療を勧めてください。

また、巡回ドック・人間ドックを受診した被保険者の加入事業所に対し、労働安全衛生法に基づく定期健康診断項目の検査結果を抜粋・印字した「健診結果通知表」を送付しますので、被保険者の健康状況の把握や産業医などから労務の可否をもらうためにご活用ください。

第2 歯科対策

1. 歯科健診

歯科医療費の抑制を図るため、歯科健診や歯磨き指導、歯科受診奨励により歯周病等の歯科に対する健康意識の向上、早期治療の促進を図ります。

(1) 歯科健診の概要

- | | |
|---------|--|
| ア. 対象者 | 被保険者及び被扶養者
※ただし、学校保健安全法による受診者（児童・生徒等）は除く |
| イ. 実施時期 | 通年 |
| ウ. 実施機関 | 北海道内約 1,800 ヲ所の歯科診療所
※（一社）北海道歯科医師会の会員で協力歯科診療所 |
| エ. 健診項目 | 歯・口腔状況診査及び保健指導 |
| オ. 受診費用 | 無料
※ただし、年度内（4月～3月）1回限り |

(2) 歯科健診受診方法

ア. 「歯科健康診査票」の申し込み

(ア) 歯科健診受診には歯科健診専用の「歯科健康診査票」が必要です。

(イ) 歯科健診の希望者がおられましたら、「歯科健康診査票」用紙申込書に記入のうえ、当組合にお申し込みください。

イ. 歯科健診の予約

契約歯科診療所から選択のうえ、直接ご自身で予約してください。

ウ. 歯科健診を受診

(ア) 受診日当日は「歯科健康診査票」・「マイナ保険証または資格確認証」※・「診療所宛て文書」をお持ちください。

※令和7年12月1日までは健康保険証も使用できます

(イ) 健診費用は無料ですが、治療に移行される場合は自己負担があります。

2. 歯科口腔衛生品の有償斡旋

歯や口の疾病を予防、口腔の機能を維持することを目的に歯科口腔衛生品に対し年1回(秋)有償斡旋を実施します。

第3 かせ対策

医療前救急処置のため、家庭常備薬の有償斡旋を実施します。

<実施概要>

- ・対象者 被保険者及び任意継続被保険者(申込時在籍者)
- ・斡旋品目 かせ関連薬及び日常的に使用される薬など約100品目

第4 母子保健対策

被保険者・被扶養者が出産し、新生児を扶養した場合、育児書を配付します。

	月刊誌「赤ちゃんど！」	季刊誌「ラシタス」
配付期間	出生より満1歳まで12ヵ月間	「赤ちゃんど！」配付終了後満2歳まで12ヵ月間
配付方法	赤ちゃんどママ社より、自宅または事業所を通じて、被保険者宛に送付します	
配付中止	被保険者が資格喪失した場合は配付を中止します。資格喪失した場合は連絡願います	

※月刊誌「赤ちゃんど！」の初回送付時に、乳幼児の病気等の対処方法の情報誌「お医者さんにかかるまで」を、季刊誌「ラシタス」の初回送付時に「1歳児BOOK」を併せて配付します。

第5 肥満対策

特定保健指導の該当者を減少させることを目的に、肥満解消により特定保健指導レベルが下げることができる加入者や若年層で特定保健指導の基準値に該当する加入者に対して、減量に向けての支援を行います。

第6 禁煙対策

喫煙による害等の周知をするとともに、喫煙率や特定保健指導該当者の減少に向け、保健師による禁煙チャレンジプログラム及び外部委託によるICTを活用したオンライン禁煙プログラムを実施します。

第7 重症化予防対策

糖尿病の治療の有無に関わらず、血糖値や腎機能検査の値が基準値以上の加入者に対し、生活習慣改善の支援や受診状況の確認など、糖尿病性腎症等の重症化予防を目的とした保健指導を実施します。